

「奈良県社会的養育推進計画」改定案に関する  
ご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間：R6.12.17～R7.1.15、意見提出件数：3件／2人)

No.	頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	11頁	② 社会的養育 自立支援拠点事業	児童養護施設・児童自立支援施設の入所児童に関して、大学・専門学校進学を希望する者に関して、経済面・生活面での支援をしていくことが必要だと思ふ。	児童養護施設等に入所している児童の大学への進学時に関する支援は児童保護措置費（大学等受験費及び大学進学等自立生活支度費）や自立支援資金貸付事業を実施し、支援を行っています。 頂いたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	15頁	1 基本理念	虐待等の家庭内での養育に困難が生じる状況のそもそもの原因は、近代以降核家族を中心とした「家庭」のみに、こどもを養育する責任が負わされすぎたという背景があると思うわけです。だからこそその「社会的養育」でもある。その意味で、「家庭と」地域の力によりこどもが健やかに育まれるという記述は、未だに家庭内に養育を押し付ける考え方から抜け出していないように感じてしまいます。「家庭と地域の力により」の文言を削除するか、「地域を中心とした社会全体の下支えのうえに」という文言に変更していただくことを嘆願いたします。	「家庭と地域の力」の「地域」とは、社会的養育も含んだ趣旨であり、「2 基本的な施策の方向性」の図にもあるとおり、家庭内に養育を押し付けるという趣旨ではありません。
3	15頁	1 基本理念	基本理念の2項目目「一時的に家庭養育ができなくなっても、こどもが家庭へ戻れるよう、地域がこどもと家庭を支援します。」について、この記述では、例外なく、家庭内で養育がなされることが最善であるという捉え方をされる恐れがあります。「できなくなっても」の文言に続いて、「こどもが望み、そうすべきと判断される場合には、」という言葉差し込んでいただきたいと思います。	基本理念の1項目目と3項目目は「家庭的環境」について記載しており、「2 基本的な施策の方向性」の図にもあるとおり、例外なく、家庭内で養育されることが最善であるという趣旨ではありません。